

議案第115号

令和元年度琴浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度琴浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和元年12月6日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和元年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

第 1 表 繰越明許費

農 集 (単位：千円)

款	項	事業名	金額
1. 事業費	1. 処理施設費	公営企業会計移行事業	20,800
合計			20,800